PREMIO プレミオサービス

タックス関連サポート

～お役立ち情報～

April 1, 2025



駐在員は米国年金を受け取れるの？

日本から米国に駐在する場合の社会保障（SS）Benefit の取り扱い

日本企業の社員が米国に駐在する際、社会保障（Social Security, SS）税の支払いや将来の受給資格について適切に理解することが非常に重要です。本記事では、日米社会保障協定の適用期間、適用期間を超えた場合の SS 税の支払い、受給資格、そして将来日本で受け取る際の課税について解説します。

1.　日米社会保障協定とは？

日本と米国は 2005 年に社会保障協定を発効しました。この協定により、一定の条件を満たす場合、日本からの駐在員は日本の社会保障制度にのみ加入し、米国の SS 税の支払いを免除されます。

2.　日米社会保障協定の適用期間は？

適用期間は原則として 5 年間です。ただし、5 年を超える場合でも、日米双方の合意があれば、多くの場合で延長が認められます。延長を希望する場合は、適用期間の終了前に日本年金機構へ申請し、承認を受ける必要があります。

3.　適用期間を超えた場合は SS 税の支払わないければいけないの？

はい。日米社会保障協定の適用期間を超えた場合、駐在員は原則として米国の社会保障制度に加入する必要があります。これにより、駐在員の給与に対して以下の SS 税が課されます。

- 社会保障税（Social Security Tax）：12.4%（雇用主と従業員で折半し、各 6.2%）
- メディケア税（Medicare Tax）：2.9%（雇用主と従業員で折半し、各 1.45%）
- 高額所得者向け追加メディケア税: 年収 200,000 ドル以上の個人は追加で 0.9%の Medicare 税を負担

ただし、米国側での年金は掛け捨てではなく、この SS 税を支払うことで、駐在員も米国の社会保障制度における年金受給資格を獲得することができます。

プレミオ法人サービス：タックス関連サポート▶ https://www.pls.premio.com/houjin/#tax_support

©PRESTIGE INTERNATIONAL USA INC. All Rights Reserved.

4.　受給資格について

米国の SS 年金を受給するためには、最低 40 クレジット（約 10 年の勤務に相当）が必要です。ただし、日米社会保障協定により、米国と日本の厚生年金や国民年金の加入期間を合算することが可能です。
端的に言えば、アメリカ合衆国の年金制度の加入期間が１年６か月（６クレジット）以上ある方が、日米両国の年金制度の加入期間を通算して（足して）１０年以上になる場合は、アメリカ合衆国の年金制度から老齢年金を受けることができます。

5.　将来日本で受け取る場合の課税について

米国の SS 年金を日本で受け取る場合、日米租税条約により米国での源泉徴収は免除され、日本国内でのみ課税されます。具体的には、日本の所得税の「公的年金等」として課税対象となります。ただし、非課税枠や所得控除の適用を受けることができ、受給額が一定額以下であれば税負担は軽減されます。

まとめ

日本から米国に駐在する際の SS Benefit の取り扱いは、日米社会保障協定に基づいて決まります。原則 5 年間は日本の社会保障制度が適用されますが、それを超える場合は米国の SS 税を支払い、１年６か月以上の支払い実績により、米国の年金受給資格を得ることになります。将来、日本で米国の SS 年金を受け取る際には、日本の所得税が適用されるため、適切な税務対策も考慮する必要があります。

ご提供：Two Miles 会計税務部門
Aki Shimokawa, Tax Advisor

本内容につき、ご質問がございましたら遠慮なく上記担当者までご連絡ください。

two miles
Tax • Accounting • Outsourcing

Address: 400 N. Tustin Avenue, Suite 240, Santa Ana, CA 92705　**Phone:** (714) 437-5823



©PRESTIGE INTERNATIONAL USA INC. All Rights Reserved.